

お客様各位

液化石油ガス法の省令改正に伴う LP ガス価格体系変更のお知らせ

拝啓 平素は伊藤忠エネクスホームライフ西日本をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

さて、2017 年 6 月より液化石油ガス法の一部省令が改正され、今まで検針伝票にて当月合成輸入価格でお知らせしておりました原料費調整額に、前月合成輸入価格を適用することとなりました。

併せまして、原料費調整制度導入時(2008 年 10 月)に 2008 年 8 月の輸入価格を基準とした「基準原料価格」を採用しておりましたが、資源価格の大きな変動等を鑑み 2017 年 3 月輸入価格を基準とした新たな基準原料価格に見直しさせていただきます。また、この度配送コスト等の高騰による小売料金の一部改定も実施させていただきます。

弊社と致しましても、今後もより一層充実したサービスに努めてまいります。更には経営努力により地域の皆様に貢献できる企業を目指して参りますので、引き続きご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

導入時期： 2017 年 6 月度検針分より

輸入価格： 変更前（当月輸入価格+前月輸入価格） \div 2 \times 20 日締め為替レート
 変更後（前月輸入価格+前々月輸入価格） \div 2 \times 20 日締め為替レート・・・①

基準原料価格： a.2017 年 3 月度適用原料輸入価格
 $\$480 \times 114.38 \text{ 円/\$} = 54,902 \text{ 円/ト}$

b.基準値フレート 5,200 円

a+b=60,102 円/ト・・・②

調整額： ①-②

*但し、経済情勢等により原料輸入価格以外の費用（輸送コスト等）が著しく変動する場合や、石油情報センターの市況データと大きく乖離する場合は、その費用を調整額に加味する場合があります。

適用期間： 毎月の調整額は、当月検針日以降翌月検針日までの使用量に対して適用されます。

例) 6 月検針から 7 月検針までの使用量の場合

6 月 CP と 5 月 CP の平均と為替による輸入価格と基準原料価格との差

以上

ご連絡先：

〒730-0015 伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社
 広島市中区橋本町 10-10 広島インテス 7F
 TEL (082) 502-2500 FAX (082) 222-7272